

固定資産台帳の記載対象範囲に係る検討

○「中間とりまとめ」における関連する記述

- ・いつまでにどの程度の固定資産台帳を整備すべきかについては、地方公共団体の規模による違い等も踏まえて、引き続き実務的な検討を進めていく必要がある。
- ・所有していない固定資産についても、負担金の拠出で対応しているような場合には、当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性があることにも留意すべきである。

○課題・論点及び整理の考え方

①どこまでを固定資産台帳整備の対象とするか

- ・資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。

このうち、①将来の経済的便益とは、市場での売却等による実現可能価値、または将来の経済的便益の割引現在価値として、測定が可能な資源を意味する。他方、②潜在的なサービス提供能力とは、その貨幣的評価は不可能であるが、公共目的への貢献それ自体に存在意義が認められることから、再調達原価等による計算擬制（見積り）をもって、公会計上の測定値とすべきものをいう（平成18年5月「新地方公会計制度研究会報告書」）、とされている。

⇒ この資産の定義からすれば、固定資産台帳は、原則として所有するものすべてを対象とし、整備する必要があるのではないか。

②所有外資産の取扱い

- ・地方公共団体における所有外資産は、国道、一級河川に係る施設、国立公園などがある。所有権が地方公共団体にないのであれば、基本的に記載対象外となると考えられるが、負担金の拠出で対応しているような場合には、当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性があるところ。

所有外資産を記載対象とした場合のメリットは、将来負担への財政的な対応の認識、中長期の計画に反映することが可能となることが挙げられる。デメリットとしては、整備に係る地方公共団体の負担増、他組織（所有者）で管理されているものであり、非所有団体でも台帳に記載した場合に生じる混乱、所有者が連結財務書類を整備する対象であった場合には二重計上を生じてしまうことなどが挙げられる。

⇒ 固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入が進んでいない現状において、このようなメリット・デメリットがある中では、どのような所有外資産を対象とするのか等を含め所有外資産把握の有用性について、今後の検討課題とすることとするか。

または、将来の財政計画の観点からは重要な情報であり、注記レベル等何らかの方法で捕捉することとするか。

③取得価額・取得時期不明の資産の実務対応上の取扱い

⇒ これらについては評価基準の開始時の取扱いによるところが大きいため、「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における検討結果を踏まえて検討する。

④地方公共団体の規模によって、整備すべき固定資産台帳に違いを設けるべきか

⇒ 地方公共団体の規模によって違いを設ける場合、その区分は、市と町村か、あるいは人口で区分するか、また、どの点（記載対象）に違いを設けるべきか等の検討が必要になるが、すべての地方公共団体で、他の地方公共団体と比較可能な標準的な財務書類の作成を進めていくこととしており、適切な資産管理及び情報開示という観点からも、固定資産台帳に整備すべき内容に違いを設ける必要はないのではないか。

ただし、導入手順や時期など実務的な負担について、団体の規模に応じて何らかの配慮を検討すべきか。

⑤所有資産のうち、記載対象としなくて良いものはあるか

⇒ 新地方公会計モデルでは以下のものは、開始時において資産として登録しないとしており、これらは現行の取扱いを踏襲することとするか。

- ・既に耐用年数が過ぎ、償却済のもの（物品以外）
- ・残存価額 50 万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの
- ・表示登記が行われていない法定外公共物
- ・部落有、財産区有の資産

また、これ以外にも（所有権を持たずに使用許諾（ライセンス）のもとでソフトウェアを利用しているケースなど）対象としなくて良いものはあるか。

○台帳整備案

・他の検討項目を整理した上で、また、「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」における検討を踏まえ、最終的に整理する。